

「スマートシティさいたまモデル」構築事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の副都心である美園地区及びその周辺エリア（以下、「美園地区等」という。）において、定住人口、交流人口又は関係人口の増加、生活の質の向上、地域経済の活性化若しくは脱炭素化の促進に資する最先端の技術と大学・民間企業の知見が融合した生活支援サービス等を提供する「スマートシティさいたまモデル」について、その構築に要する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則(平成13年さいたま市規則第59号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は、先進的な技術と知見に基づく生活支援サービスの提供に資する事業とする。

(補助対象法人等)

第3条 補助金の交付の対象となるのは、第1条の目的を達成するために必要と認められる前条に定める事業を、主体的に実施する法人等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付対象としない。

- (1) さいたま市暴力団排除条例(平成24年さいたま市条例第86号)第2条1号に規定する暴力団
- (2) 役員(代表者、理事、監事又はこれらに準じる者をいう。)のうち同条第2号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 特定の政党活動、又は宗教活動を目的とする活動を行うもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に直接必要な経費から、本市以外の団体等から交付される補助金等(以下、「他団体補助金」という。)を差し引いたうえ、次に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 他団体補助金の交付を受けるための事務経費
- (2) 交際費、慶弔費、飲食費、慰労を目的とした旅費、懇親会費等
- (3) 領収書のない用途不明の経費(ただし、一般管理費を除く)
- (4) その他市長が適当でないと認める経費

2 補助対象事業の実施に直接必要な経費は、別に定める経費とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、前条に規定する補助対象経費から補助対象事業における収入額を差し引いた額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。なお、他団体補助金を見込む場合、補助対象経費に他団体補助金を加えた総事業費をもとに申請するものとする。

- (1) 補助金申請額一覧表
 - (2) 補助事業計画書
 - (3) 本事業に係る収入・支出予算書
 - (4) 決算書類(直近の会計期間にかかる貸借対照表及び損益計算書等)
 - (5) 登記事項証明書(登記簿謄本)の写し(3ヶ月以内のもの)
 - (6) 法人市民税納税証明書
 - (7) 暴力団排除に関する誓約書
 - (8) 役員一覧表
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付申請を行ったもの(以下、「申請者」という。)は、原則、次条に規定する補助金の交付決定後に補助対象事業を開始するものとする。
- 3 補助金の交付を受けようとするものは、前項の規定に関わらず、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に補助対象事業を開始する場合、あらかじめ当該事情を記載した「スマートシティさいたまモデル」構築事業費補助金交付決定前着手届出書(様式第2号)を市長に提出することができる。
- 4 申請者は、補助対象事業の完了前に、補助金の交付決定の全部又は一部について概算払いによる交付を受けようとするとき、スマートシティさいたまモデル構築事業費補助金概算払い届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。この場合において、交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知する。
- 2 市長は、補助金の交付を決定した場合において必要があるときは、条件を付すことができる。
- 3 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条第1項による補助金交付申請書が到達してから30日とする。

(補助金の変更申請)

- 第8条 補助金の交付の決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、他団体補助金の申請する場合を含め、補助対象事業の内容に変更(市長が認める軽微な変更は除く。)が生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、前条第1項にて決定した補助金交付決定額から増額しようとするとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、事前に補助金変更交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

- 第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、補助対象事業の内容、又は補助金の交付額を変更して交付することの可否を決定する。この場合、変更交付すべきものと認めるときは、補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の変更交付を決定した場合において必要があるときは、条件を付することができる。
 - 3 補助金の変更交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条による補助金交付申請書が到達してから30日とする。

(状況報告)

- 第10条 補助事業者は、次に掲げる事項について、当該月の翌月15日までに、補助対象事業等の遂行状況を書面で報告しなければならない。
- (1) 毎月の事業活動報告
 - (2) 毎月の収支状況
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。
 - 3 第6条3項に規定する届出書を提出した補助事業者は、事業開始から交付決定までの期間の遂行状況を交付決定の翌月15日までに報告しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、当該事業の完了日から30日を経過する日又は事業の完了の日の属する会計年度の3月31日(当該日が閉庁日の場合は、直前の開庁日)のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。
- (1) 補助金額算出内訳書
 - (2) 事業実績報告書
 - (3) 補助対象事業に係る収入・支出決算書
 - (4) 領収書の写し(ただし、一般管理費を除く)
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

- 第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書について、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第13条 補助事業者は、前条の規定により確定した補助金の交付を受けようとするときは、本市が指定する請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、補助金が既に交付されているときは、補助事業者に対該取り消しに係る部分の補助金を、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) この要綱に規定する目的に反した用途に補助金を使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないことを認めるとき。

(書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、当該補助金の交付の決定があった日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)により定められた期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長に協議を申し入れ、その承認を受けなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第17条 補助事業者は、補助対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。
- 3 本条の規定は補助対象事業の完了後も有効とする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条及び第15条の規定の適用については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

第2条 第16条及び第17条の規定の適用については、令和8年3月31日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。